

事務処理特例による三重県の農地転用許可権限の移譲の状況

三重県権限移譲推進方針(改訂版)H24.1.23

【権限移譲推進の5原則】

- ①住民の利便性向上
- ②可能な限り包括的権限移譲の推進、市町の意向優先
- ③権限・財源の一体移譲
- ④事務処理体制の適正化
- ⑤公正・透明性の確保

【包括的権限移譲】

住民の利便性向上や市町の自主的・主体的な取組、効果的・効率的な事務執行が可能となるよう、関連する一連の事務をまとめて移譲する“包括的権限移譲”を基本に推進

- 法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲を進めるパッケージ
- 法定権限移譲事務に関連する事務を、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めるパッケージ
- その他、権限移譲の効果が高い事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

（農地転用許可パッケージ）

- ・農地等の転用許可に関する事務
- ・農業委員会からの報告徴収
- ・農地法に基づく処分を行うために土地等に立入調査を行うことに関する事務
- ・違反転用に対する処分
- ・納税猶予対象農地の転用等について税務署への通知

【権限移譲に伴う支援等】

(1) 権限移譲に伴う財政措置及び支援

地方財政法の規定に基づく財政措置を適切に実施

(2) 権限移譲に伴う人的支援

市町において円滑かつ適切な事務処理が可能となるよう、必要に応じ県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより人的支援を実施(支援の内容については、双方が協議し決定)

農地転用許可権限の移譲推進に向けた取組

- 包括的権限移譲の推進に加え、市町に対し、次の取組を実施
- ・市町や住民のメリットの整理
- ・処理事務を整理し取りまとめたハンドブックの提供
- ・権限移譲後の相談応体制の整備(権限移譲を受けた市町は必要に応じ農地区分の調整協議ができる) 等

29市町のうち19市町に権限を移譲(66%)

19市町では、これまで大きなトラブルもなく事務を実施

(参考1) 農地転用許可権限未移譲の本県市町の理由(該当市町への聞取結果)

- ・小規模市町のため人員に余裕がない
- ・市町は住民と直接接しており地元の圧力を受けやすい
- ・開発需要が高い地域では、その圧力に懸念がある

(参考2) 市町村が権限移譲に慎重な理由(PT調査結果)

- ・専門的な知識と経験が求められる
- ・体制の整備に財政的な負担がかかる
- ・違反転用の指導は、県内で統一的に運用されるべき

(参考3) 権限移譲が進んでいる都道府県の取組例(本県聞取結果)

- ・全市町村に移譲できる事務をリストアップし、基本的に全ての事務を受けてもらうよう働きかけ
- ・農地転用を権限移譲の重点項目とし市町村へ説明会を実施
- ・権限移譲後も相談できる体制を確立
- ※町村部では非農業目的の転用案件が少なく権限移譲が進んでいるが、都市部では開発圧力を危惧し、権限移譲が進んでいないという例もあり

農地制度に係る支障事例【H26.7.1追補版より】

新駅設置に伴う周辺の区画整理について、新駅は位置が決まっており、既存の河川や国道、県道などの位置により駅前開発の範囲も事実上決まってしまうにもかかわらず、農振除外のために多くの説明や資料が要求され、数年を要した。

新駅設置に伴う周辺整備のための農地転用について、事前協議開始から正式協議まで1年4ヵ月を要した。

海に近く、塩害による被害が多い農地へ企業が立地を計画したが、高性能機械による営農に適するかどうかで県の判断(1種又は3種)と国の判断(甲種)が異なった。最終的に県の判断の妥当性が国にも理解されたが、それまでに1年を要し、企業は進出を断念した。

ショッピングセンター新設のための農振除外・農地転用許可について、代替性、集団性の要件等の確認のために必要な情報が国に少ないことから、大臣許可までに3年8ヵ月もかかり、開店が大幅に遅延した。

地域高規格道路の建設のための農振除外について、農政局との打合せやそのための説明資料作成に多くの時間と手間を要し、2年7ヵ月を要した。

企業誘致のための農地転用に際し、農政局との事前協議に2年間を要した。その間に、対象となる農地の一部で相続が発生し、用地取得が難航することになり、転用許可申請に至るまでさらに時間を要した。また、この間の経済情勢の悪化による計画中断も懸念された。